

令和3年度 3月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和3年3月8日（月）午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 22人 欠席者 2人

議席番号	委 員 氏 名	出欠	議席番号	委 員 氏 名	出欠
1 番	古賀 和則	出席	1 3 番	綾部 勝年	出席
2 番	日高 幸子	出席	1 4 番	本田 浩二	出席
3 番	松下 茂	出席	1 5 番	橋本 達男	出席
4 番	田中 雄三	出席	1 6 番	本田 一義	出席
5 番	橋本 昭憲	出席	1 7 番	寺田 宏澄	出席
6 番	大川 定道	欠席	1 8 番	森園 文男	出席
7 番	江頭 政寛	出席	1 9 番	松永 淳	出席
8 番	鷺崎 和志	出席	2 0 番	本村 一	出席
9 番	尊田 信明	出席	2 1 番	副島 幸満	出席
1 0 番	馬郡 文男	出席	2 2 番	牛島 和昭	出席
1 1 番	山内 しげ子	出席	2 3 番	田中 節士	出席
1 2 番	濱尾 種光	出席	2 4 番	島田 忠誠	欠席

- 報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (3件)
- 報告第2号 農地法第5条許可の取消願い (1件)
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (3件)
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (3件)
- 議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
町長承認及び許可分 (1件)
- 議案第4号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
委員会決定分 (24件)
- 議案第5号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）（農用地編入）について
意見書提出分 (1件)

議案第6号 みやき町農地等形状変更取扱要綱について 委員会決定分

その他

事務局 田中 嘉樹 直塚 裕美

事務局

皆さん、おはようございます。只今より3月の農業委員会総会を開催します。現在の出席委員は21名、欠席委員は1名、1名の委員さんより若干遅れるとの連絡がっております。よって「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席者は○番の○○委員さん、○番の○○委員さんより欠席の連絡がっております。それでは会長よりお願いします。

会長

皆さん、おはようございます。

本日の議案・報告等につきましては

- 報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について
- 報告第2号 農地法第5条許可の取消願い
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
- 議案第5号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）（農用地編入）について
- 議案第6号 みやき町農地等形状変更取扱要綱について

その他

となっております。よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見を申し上げます。また、議事に関する以外についての発言は控えてください。

議長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき、○○番○○委員さんと○○番○○委員さんを指名します。

議長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項の合意解約通知の手続きの説明

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数 3 件 面積 13,159 m²

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。

続きまして、報告第2号農地法第5条許可の取消願いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第5条許可の取消願いの説明

議 長

事務局より説明がありました、報告第2号で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。

続きまして、議案第1号1農地法第3条の許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の農地の所有権移転についての許可基準の判断等について説明。

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断等を説明する。

議 長

ここで、担当地区委員の補足意見ををお願いします。

〇〇委員

2月25日に地元農業委員と、事務局で現地確認を行いました。
この申請地は、公民館が建てられる前から協議されてありましたが、今回やっと話が附いたようです。譲渡人と譲受人、双方の実家が隣同士で親戚である為、今後何ら問題もないと思われれます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして議案第1号2農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の農地の所有権移転についての許可基準の判断等について説明。

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転(売買)許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断等を説明する。

議 長

ここで、担当地区委員の補足意見ををお願いします。

〇〇委員

2月25日に農業委員と、事務局で現地確認を行いました。
申請農地を確認したところ、適正に管理がなされています。今般、譲渡人名義の耕作農地約一町五反を、農業公社の売買特例事業により譲受人が買受予定ですが、今回の申請農地のみ、農振農用地外であったことから、農地法第3条により手続きがなされている

ものです。譲受人は、主に畜産用の牧草地として中原校区内の広い区域において適正に耕作されていることから問題はないものと思われます。よろしくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして議案第1号3農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の農地の所有権移転についての許可基準の判断等について説明。

議案第1号3農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断等を説明する。

議 長

担当地区委員は私ですので、私が補足意見を説明します。

2月25日に〇〇委員と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、農地法第5条の取消願いがでていた土地で、昭和49年頃から放置状態であり、2月25日の現地確認のさいは、竹、雑木等が生い茂ったところを伐採したままで農地として使用できない状態であったため、申請人にこの現状では農地法第3条としては許可できない旨を連絡し、3月3日に再度現地確認を行い、前日の雨のため片付けが完了はしておりませんでした。が、ほぼ農地として復元できる状態にしてあるのを確認しました。申請地の左隣は譲受人の農地で、すでにみかんの成木が植えられており、申請地と合わせて一体的にみかん園として利用される予定です。また、申請地の右側も申請がされており、申請地と合わせて整地が行われ、農地として今後使用できるものと思われますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

反当たりの売買単価が非常に高い気がしますが、果樹園として使用されるのですか。

議 長

申請地はみかん園として増設されるもので苗木も準備されており、すぐ植え付けするとのことです。

〇〇委員

転用で売買した場合、3～5年位転用できないという決まりはないのですか。

事務局

最低3年以上しないと転用できないとする誓約書は頂いています。

〇〇委員

余りにも反当たりの単価が高いのですが。

議 長

単価については、一体的な一枚の畑としての価格を分割して導き出したもので、周辺の単価に合わせています。また、申請人の存命中は転用しないが、将来子供の代になると、分かりませんが最低3年以上になります。

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号3については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして議案第2号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由

について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

2月25日に地元農業委員と、事務局で現地確認を行いました。

譲受人は町内で管工事の事業をされており、事業を効率的に行うため、事務所のある自宅近くの申請地を資材置場、駐車場として求められたものです。事務局の説明にもありましたが、事務所のある自宅は駐車場も狭く代数的に制限もあるため、道路を挟んだ西側の申請地をもとめられる点において必要性は認められると思われます。雨水は自然下流により町道側溝排水される予定となっており、適切に排水が行われれば、南側農地への影響はないと思われます。また、隣接者としての同意は得てあります。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

2月25日に事務局と現地確認を行いました。

転用目的は、一般住宅建設用地となっており、雨水については東側水路に放流され、生活排水は下水道につなぐ計画です。北側に農地がありますが、花木の栽培であり、影響はすくないと思われます。また、隣接農地としての同意も得てあります。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などによる計画内容等を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

2月25日に農業委員5名、事務局で現地確認を行いました。

転用目的は建売分譲用地としての計画で、申請地は土地改良事業の面工事地区外の農地で、東側、西側は小高い丘となっており谷間のような場所です。上部に石貝の堤があり、ここから水が流れてきておりますが、雨水は溜枳に集水後流す予定です。また、生活排水は下水道につなぐ予定です。周辺は下部に住宅がありますが、農地に支障はないと思

われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

補足説明を致します。申請地は私の自宅の下で谷になっております。日頃から雨が降れば田へ流れ込み、上部には大きな池があり大雨のときは放水しますので、横にながれている川はすぐに満杯になり、十文字の小さな橋はすぐに溢れて大水を発生する危険な場所です。白壁と石貝の境界で雨水に対して日頃から紛争の絶えない地区です。今回も白壁地区の水は流させないだろうと思われれます。元々は道に沿って雨水が谷に流れていくようになっていましたが、道に谷に流れ込まないように細工された状況です。耕作するのも住宅を建てるにも不便な場所です。また、東側には大木が繁っており伐採させてくれと申出がっております。住宅地として表面を盛土すれば立派な土地になると思いますが、軟弱な地帯ですので建造物を建てるのは大変であろうと思いますし、道路も搬入のためダンプが出入りされると思いますが、道幅4mもない狭い道ですので交通事故には十分気をつけて、農業委員会からもご指導のほど、また、地元住民とのトラブルがないようお願い致します。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

申請地は当然のことながら盛土をされる予定だと思いましたが、南側には住宅街になっていますが、大雨のときは、どんな状況になるのでしょうか。

議 長

申請地一体は、南側の住宅街も含め今回と同じ会社が造成計画をたてており、数年前に南側を、今回の申請地も引き続き造成の予定でしたが、調整に時間がかかり今回に至ったわけです。

〇〇委員

申請地上部に堤がありますが、安全性は確保されているのでしょうか。

議長

状況にならないと分かりません。

〇〇委員

この堤は、農業用の堤ではないのですか。

議 長

農業用堤ですが、現在はほとんど使われていません。防火用水として使用してありますが、水は日ごろから余り入っていません。が、雨がふると一期に増水します。

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第5条による事業計画変更申請について申請者及び譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、事業計画変更の理由、妥当性、やむを得ない理由等の変更審査内容、農地法第5条の規定による転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより変更後の計画内容を説明する。

〇〇委員

2月25日に現地確認を行いました。

申請農地は、議案第1号3の農地法第条申請地の東側隣接地で、同様に当初の転用目的が達成されないため、分筆して別の方が資材置場として利用するため申請されるものです。雨水については、自然下流により南側町道に排水される計画となっており、周囲の隣接地とはコンクリートブロックによる施工を行う計画であることから、影響はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

転用したら雑種地として使用されると思いますが、価格は同じでしょうか。

事務局

同じです。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号1について事業計画の変更承認及び農地法第5条の転用に関し許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり変更承認及び許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について説明

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 23 件 所有権移転 1 件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

申請番号1番は10a当たり90kgとありますが、現物支給なのですか。

事務局

はい、そうです。

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）（農用地編入）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）（農用地編入）について、農用地区域に編入する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議長

事務局より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので、農振編入の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「計画中止に伴う編入はやむを得ない。」の意見を提案させていただきます。

議長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

〇〇委員

前農業委員時の審議でしたが、地元委員はせっきくの第一種農地を町の開発で除外をしないが良いとの意見でしたので農振地に編入出来たことで良かったと思います。

議長

元に戻しはしますが、あとまたすぐに計画の予定です。

〇〇委員

使われるのが税金だと思うので、まず何を計画されてあるのか、早目に教えて頂き審議をするべきだと思います。

事務局

農振地の除外の申請に関しましては、あくまで今回編入することで、再度農振地除外申請手続き、審議をして頂くこととなります。前回除外だったので今回も除外になると

は限らないと、ご理解をお願い致します。

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号1について、「農振編入意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号に1については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第6号みやき町形状変更取扱要綱についての提案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

みやき町形状変更取扱要綱の制定内容及び様式について説明。

議 長

ただ今事務局より説明がありました。

質疑のある方は挙手をしてお願いします。

〇〇委員

P64の誓約書の2番の中で岩とか木材とありますが、岩となるとあまりに大きくなるので石と書かなくて良いのですか。前に許可なく埋立てをし、石が入っていた為、使われなくなり遊休農地となったところがありますので、1cm以上の石とか記載して頂いたが良いのではと思います。

事務局

確かに岩という表現だと難しいところもありますが、下の土砂を締めるなか石が0になることもないと思いますので、単純に石とはいられないかもしれませんが、その辺を修正してもりこみたいと思います

〇〇委員

すでに盛土をしてある所は、どう対処すれば良いのですか。

事務局

あくまでこの要綱、みやき町の条例は4月1日施行ですので、4月1日以降の審議の相談ですとこの要綱を基準にさせていただきますが、それ以前のものですと適用出来かねます。しかし、農地に盛土をして駐車場として使用するなど内容によっては、他の農地

法の審議はできるかと思いますが、さかのぼっての手続きは出来ません。

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。議案第6号みやき町形状変更取扱要綱について、提案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第6号は提案のとおり決定し、令和3年4月1日から施行します。

なお、今後、委員の皆さんに相談があった場合は、この要綱による基準、手続きに基づく説明をお願いします。続きまして。その他を事務局よりお願いします。

その他

1. 令和3年度 定例総会日程（案）について
2. 荒廃農地の非農地判断について
3. 新規就農希望者の農地確保のための活動について
4. 議事案件についての担当農業委員の補足説明について

議 長

4月の総会は、4月6日（火）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、4月6日（火）実施するという事で確認いたします。

それから、来月分の現地調査は4月21日以降に担当委員に連絡したいと思います。他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで3月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 鷺崎 和志

議事録署名人 ○○番

議事録署名人 ○○番